

深野康彦の 先取り経済NEWS!!

編集・発行 株式会社 アサヒ・ビジネスセンター 2022年9月15日

今月のトピックス 「NISA 改定の大盤振る舞いの帳尻はどこで合わせる？」

岸 田首相が掲げる「資産所得倍増プラン」が動き出しました。金融庁は2023年度の税制改正に向け、NISA（少額投資非課税制度）を恒久化するように要望する模様。恒久化することにより、生涯どのタイミングでも非課税で投資ができる仕組みにして、国民が中・長期で柔軟な資産形成を促せるようにするようです。合わせて年間の非課税投資枠の上限の拡大も要望する予定です。現行の非課税投資枠はNISAが年120万円、つみたてNISAが年40万円、両制度の併用はできず投資家がどちらかを選択する仕組みです。上限案ではNISAが年240万円、つみたてNISAを年60万円として、両制度の併用を可能にして年300万円の非課税投資枠とするようです。金融庁はかなり大胆な要望を出したと思いますが、要望案が全て通るかは年末に向けての税制改正の議論によって決定されます。

金融庁は大盤振る舞いのNISA改正の要望を出しましたが、改正による減税分の帳尻を財務省はどこで合わせるのでしょうか？ご存じの通り税制改正は常に「中立」という概念が念頭にあります。簡単に言えば一方ある年に減税を行えば一方で増税を行い、全体で見れば税収が変わらないように中立とするわけです。筆者は「中立」にはもう1つの概念があると考えておりそれが「人の中立」です。人の中立とは、ある人から徴収する税金を生涯で中立にするという考え方です。たとえば、現役世代に税金を厳しく（増税）すればリタイア時は税金を緩くする（減税）して生涯に納付する税金を一定の水準に納めるようにする、反対に現役世代に税金を緩くしてリタイア後は増税することもありえます。税制改正の中立は同年で行う施策ですが、人の中立は一生で帳尻を合わせる施策になるので減税と増税の時期は異なることになります。

NISAは2023年に終了する予定が「新NISA」に衣替えを行い5年間延長、同時につみたてNISAも5年延長と既に改定を決定して減税を私たちに言い、さらに今回の大盤振る舞いのNISAの改正です。これだけ減税メニューを私たちに提供（要望を含む）したので、人の中立の概念に立てば今後は増税メニューが遡上にのぼるはず。その増税メニューは1つが相続・贈与税の見直しです。資産家や高所得者に株式保有が多い傾向があります。今回のNISAの改定は資産家にメリットがある（＝減税）ことから、相続税や贈与税の増税で人の中立の帳尻を合わせるのです。2015年に相続税の基礎控除額の4割減が実施されたため、暦年贈与の110万円の減額あたりが候補になりそうです。あるいは投資（資産形成）を行う人をひとくくりにして、上場株式等の税率を一律20%から23%か25%に引き上げなどが行われても不思議ではありません。岸田首相は常々金融所得課税の見直しを示唆してきたこれまでの経緯があるからです。

上場株式等の税率の改正があれば、以下の改正は行われなくてもいいかもしれませんが、現役世代向けの中立は青天井の退職所得控除額に上限を設ける、60歳以降は公的年金等控除と給与所得控除は併用をできなくして1本化することで現在よりも控除額を減額するなどが候補になり帳尻を合わせるのです。筆者の妄想かもしれませんが、消費税の引き上げを封印している以上、NISAの改定による減税分はどこかで増税をして人の中立に持って行く気がしてなりません。

なお、本コラム執筆後に「つみたてNISA」へ1本化報道も出ていることから、変更等の続編をいずれかの時点で執筆していく予定です。